

大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施細目

平成17年 7月13日 大阪大学原子力研究・安全委員会
放射線安全管理部会承認
平成18年12月19日 大阪大学原子力研究・安全委員会
放射線安全管理部会一部改正

1. 趣旨

大阪大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素等取扱者（以下「取扱者」という。）の登録については、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項（以下「登録要項」という。）に定めるもののほか、この細目に定めるところによる。

2. 放射線総合管理システムの管理

- (1) 登録要項第4項に定める大阪大学放射線総合管理システム（以下「システム」という。）とは、取扱者の申請情報、被ばく歴、健康診断の受診の結果及び教育訓練の受講の結果（以下「情報」と総称する。）を記録することを目的として制作されたプログラムであって、ラジオアイソトープ総合センター（以下「R Iセンター」という。）が管理するものをいう。
- (2) R Iセンターは、次のアからクまでに定める業務を行うものとする。
 - ア 部局の報告に基づき、システムにアクセスするためのID及びパスワード（以下「ID等」という。）を発行すること。
 - イ 取扱者の外部被ばく線量をシステムに記録すること。
 - ウ 大阪大学保健センター（以下「保健センター」という。）が実施した健康診断の受診の結果をシステムに記録すること。
 - エ R Iセンターが実施した教育訓練の受講の結果をシステムに記録すること。
 - オ 部局長の依頼に基づき、第8項に定める記録を行うこと。
 - カ 外部からの不正アクセス行為から防御するため、必要かつ適切な措置を講ずること。
 - キ 情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、必要かつ適切な措置を講ずること。
 - ク アからキまでに定めるもののほか、システムの管理に必要な措置に係ること。
- (3) 前号の業務を行うため、R Iセンター長は、情報に必要な修正を加えることができる。

3. 登録補助者

- (1) 登録補助者とは、部局における登録を補助するため、部局の研究室等に置くことができる者であって、当該部局長が選任した者をいう。
- (2) 部局長は、前号の規定により登録補助者を選任したときは、別紙報告書によりR Iセンター長に報告するものとする。これを変更又は解任したときも、同様とする。

4. 登録の申請先

登録要項第4項第1号ただし書に定める別に定める登録の申請先は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登録要項第4項第1号（ア）に該当する者 最初に従事予定の放射線施設を有する部局の長
- (2) 登録要項第4項第1号（イ）に該当する者で学内で従事するもの 最初に従事予定の放射線施設を有する部局の長
- (3) 登録要項第4項第1号（イ）に該当する者で専ら学外の放射線施設で従事するもの R Iセンター長
- (4) 登録要項第4項第1号（ウ）に該当する者 第2号に定める者

5. 登録申請のための情報提供及び申請情報の記録

(1) 被登録申請者は、登録要項第4項の定める申請を行うため、次のアからシまでの申請情報を部局長に提供するものとする。

ア 氏名（ふりがな）

イ 性別

ウ 生年月日

エ 身分（職名）

オ 所属部局、専攻／学科／部門、講座／分野／領域、小講座／研究室／グループ（登録要項第1項第1号に定める教職員等は所属部局を、登録要項第1項第2号に定める学外者は、登録要項第4項第2号に定める部局を提供すること。）

カ 登録区分

キ 従事区分

ク 職員番号又は学籍番号

ケ E-mail アドレス

コ 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用の有無

サ 使用（予定）施設

シ ルクセルバッジ及びガラスバッジのコード並びに個人番号

(2) 部局長は、前号の申請情報をシステムに記録するものとする。

6. 部局において実施した教育訓練の記録

部局長は、当該部局において実施した教育訓練の受講の結果をシステムに記録するものとする。

7. 保健センター以外の施設で受診した健康診断の記録

部局長は、当該部局で登録する被登録申請者について、保健センター以外の施設で健康診断を受診したときは、その結果をシステムに記録するものとする。

8. 記録の依頼

部局長は、第5項第2号及び第6項に定める記録をR Iセンター長に依頼することができる。

9. 登録

(1) 登録要項第6項の定める放射線施設の主任者への回付は、別紙申請書をもって行うものとする。

(2) 部局長は、登録要項第6項の審査により、登録要件を満たしている者を登録するものとする。

10. 継続して登録された者の例外措置

前年度に登録された者で、当該年度中に継続して登録されたものは、年度当初より登録されたものとみなす。

11. 情報の安全確保のための措置

(1) 主任者、事務担当者及び登録補助者は、交代する場合を除き、ID等を第三者に提供してはならない。

(2) 主任者、事務担当者及び登録補助者は、情報が第三者に修正されないことがないよう、使用しないときは、アクセス行為を行わないことを徹底するものとする。

(3) 登録補助者は、被ばく歴及び健康診断受診の結果を修正することができない。